

NGKグループ役員・従業員の皆さまへ

お

守

り

く

ん

(団体総合生活補償保険 傷害補償(標準型)特約、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
日常生活賠償特約、携行品損害補償特約【オプション】、受託物賠償責任補償特約【オプション】、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約)

1 一般加入契約より24%割安！！で24時間補償！！
(団体割引20%、損害率による割引5%適用)

2 傷害補償については、地震・噴火・津波、食中毒(0-157・0-111)・SARSに対しても補償！！
(特定感染症の発病※による後遺障害、入院および通院について補償)
※保険責任開始日から10日以内に発病した場合を除きます。

3 退職後も継続加入が可能(お守りくんシニア)

4 日常生活賠償特約については示談交渉サービスあり
(日本国内で発生した賠償事故に限ります)
*話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。



「LA型」賠償事故の補償
傷害死亡・後遺障害保険金10万円プラス
日常生活賠償保険金額が

3億円

月払保険料 **140円**



事故が起こった場合

事故が起こった場合は、あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターまでご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
0120-985-024(無料)
※受付時間24時間365日
※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。



お申込みは
かんたんです！

申込締切日：2025年6月3日(火)NGKライフ必着

保険期間(ご契約期間)：2025年7月1日午後4時より2026年7月1日午後4時

保険料払込方法：2025年9月給与より控除開始(月払)

お申込み方法

加入内容に変更がない場合は、加入申込票の提出不要です。(自動継続)

新規加入・内容変更・継続しない場合は、記入例の通りお手続きのうえ、加入申込票をご提出ください。

被保険者(補償の対象となる方)ご本人の範囲

被保険者は以下からお選びいただいた方を「被保険者本人」とします。

①役員・従業員本人 ②役員・従業員の配偶者 ③役員・従業員の子ども ④役員・従業員の両親および兄弟姉妹

⑤役員・従業員と同居している親族

※夫婦型、家族型において被保険者ご本人となれる方は①～④の方に限ります。

自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。
この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率によって計算されます。

(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。(2025年4月承認)

A25-100094

傷害保険 ケガに対して補償します。

■団体割引20%、損害率による割引5%適用、職種級別A
■下記の保険料は職種級別Aで算出しております。保険料は被保険者（補償の対象となる方）ご本人の職種級別によって異なります。職種級別Bの方の保険料などについては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
■職種級別A：会社事務員、医師など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
■職種級別B：農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者
※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

掛捨てコース

ケガ＋日常の賠償事故を補償

こんなときにお役に立ちます！

●月払保険料と保険金額（ご契約金額）

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

<傷害補償（標準型）特約、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット>

〈基本タイプ〉			家 族 型				夫 婦	
			AA 型	BA 型	CA 型	DA 型	EA 型	FA 型
月払保険料			5,150円	3,140円	2,130円	1,120円	5,400円	3,250円
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)			1億円	5,000万円	5,000万円	3,000万円	1億円	5,000万円
傷 害 事 故 補 償 金 額	本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	560万円	300万円	200万円	100万円	1,410万円	780万円
		傷害入院保険金日額	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円	10,000円	6,000円
		傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍				入院中：傷害入院保 入院中以外：傷害入	
		傷害通院保険金日額	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	5,000円	3,000円
	配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	300万円	170万円	100万円	60万円	580万円	320万円
		傷害入院保険金日額	4,500円	2,500円	1,500円	900円	6,000円	4,000円
		傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍				入院中：傷害入院保 入院中以外：傷害入	
		傷害通院保険金日額	3,000円	1,500円	1,000円	500円	3,000円	2,000円
	親族※ (1名につき)	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	115万円	70万円	50万円	※「親族」の範囲：本人または 配偶者の①同居の親族(6親等 内の血族および3親等内の姻 族)、②別居の未婚(これまでに 婚姻歴がないこと)の子	
		傷害入院保険金日額	3,000円	1,500円	1,000円	500円		
		傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍					
		傷害通院保険金日額	2,000円	1,100円	800円	250円		
〈特約追加タイプ〉 上記プラン(AA型～LA型)に 携行品損害および受託物賠償を追加する場合			家 族 型				夫 婦	
			A1A型	B1A型	C1A型	D1A型	E2A型	F2A型
携行品損害保険金額：20万円 (免責金額 1回の事故につき3,000円) 受託物賠償責任保険金額：20万円 (免責金額 1回の事故につき5,000円)		月払保険料	5,350円	3,340円	2,330円	1,320円	5,560円	3,410円

型		本 人 型			
GA 型	HA 型	IA 型	JA 型	KA 型	LA 型
2,170円	1,120円	2,240円	1,150円	590円	140円
5,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	3億円
500万円	175万円	800万円	375万円	160万円	10万円
4,000円	2,000円	6,000円	3,000円	1,500円	-
除金日額の10倍 院保険金日額の5倍		入院中：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍			
2,000円	1,000円	3,000円	1,500円	750円	-
140万円	100万円	※LA型・L3A型には天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害 保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約はセットされません。			
3,000円	1,500円	【日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約】 ご本人、配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子が被保険者（補償の対象となる方）となります。 （注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。			
除金日額の10倍 院保険金日額の5倍		【日常生活賠償特約・携行品損害補償特約・受託物賠償責任補償特約】 補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。			
1,500円	900円				
型		本 人 型			
G2A型	H2A型	I3A型	J3A型	K3A型	L3A型
2,330円	1,280円	2,380円	1,290円	730円	280円

1.スポーツ・レジャー中のケガ



野球プレー中にケガをした。

2.地震によるケガ （LA型・L3A型を除く）



地震によってケガをした。

3. 日常生活上の賠償事故



風呂の水道を止め忘れ水漏れを起こし階下のお宅を汚した。

（注）上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

傷害保険の内容

【傷害事故の場合】
生命保険、健康保険、労災保険および加害者からの賠償金に関係なくお支払いします。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

■傷害死亡保険金
事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、各タイプの傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。なお、死亡保険金受取人は特にお申し出のない限り被保険者の法定相続人となります。

■傷害後遺障害保険金
事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、その程度に応じて各タイプの傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
（注）保険期間を通じ合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

■傷害入院保険金
事故によるケガの治療のため、入院した場合、入院日数1日につき各タイプの傷害入院保険金日額（180日限度）をお支払いします。

■傷害手術保険金
ケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合、入院中の手術は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

■傷害通院保険金
事故によるケガの治療のため、通院（往診・オンライン診療を含みます）した場合、通院日数1日につき各タイプの傷害通院保険金日額（90日限度）をお支払いします。

【日常生活賠償の場合】
日本国内外において発生した日常生活上の偶然な事故等により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、日本国内における電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、1回の事故につきそれぞれのタイプの日常生活賠償保険金額を限度として、お支払いします。

【携行品損害の場合】
外出先にて偶然の事故により被保険者所有の携行品に損害が発生した場合に、携行品損害保険金額を限度に免責金額3,000円を差し引いた額をお支払いします。（「携行品」とは被保険者が所有し、自宅外で携行する身の回り品です。）
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

【受託物賠償責任の場合】
住宅内で保管中または一時的に住宅外で管理中の他人から借りたり預かった物に損壊・紛失・盗難が発生し、その所有者に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合に受託物賠償責任保険金額を限度に免責金額5,000円を差し引いた額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

【ケガの場合】
●故意または重大な過失や闘争行為による事故
●無資格運転や酒気帯び運転による事故
●医学的他覚所見のないむちうち症または腰痛
●山岳登山・ハンググライダー等の危険なスポーツによる事故 など
【日常生活賠償の場合】
●故意や事変または暴動による事故 ●地震・噴火・津波による事故
●職務遂行に直接起因または心神喪失に起因する事故
●自動車や猟銃等の所有、使用または管理に起因する事故
●他人から預かった財物自体の損害に起因する事故 など
【携行品損害の場合】
●故意または重大な過失や欠陥、自然消耗 ●置き忘れや紛失
●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故
●無資格運転や酒気帯び運転による事故 など
【受託物賠償責任の場合】
●故意や欠陥、自然消耗や性質によるさび・かび・変色
●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故（故障など）、自然発火や自然爆発
●無資格運転や酒気帯び運転による事故
●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
●委託者に引き渡された後に発見された損壊による損害賠償責任
●受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任 など

ご加入にあたって

ご加入いただくお客さまへのお願い

申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

万一、保険金のお支払い事由が起こったときには

万一事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

他の保険契約等に関する告知義務

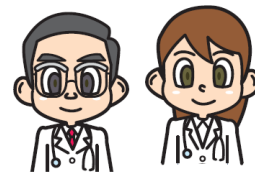
他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

サービスのご案内

お守りくんに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談／税務のご相談)



※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明

詳しくは下記コードまたはURLより、重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。

ご確認できない場合は取扱代理店または引受幹事保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dshyou2302.pdf



GN22D010834

お支払いする保険金のご説明

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_dshyoubb2310c.pdf



GN23D010039

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■この保険は日本碍子株式会社を保険契約者とし、NGKグループの役員および従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

■団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)および保険証券は保険契約者(日本碍子株式会社)に交付されます。

■この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っています。

【団体総合生活補償保険】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (幹事)引受割合:72%

東京海上日動火災保険株式会社 (非幹事)引受割合:15%

三井住友海上火災保険株式会社 (非幹事)引受割合:13%

事故が起こった場合

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024(無料)

- ・受付時間 24時間365日
- ・IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。

取扱代理店

NGKライフ株式会社

〒467-8530 名古屋市瑞穂区須田町2番56号
日本ガイシ(株)本社内

TEL: 052-872-7190

FAX: 052-872-7969

引受幹事保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

名古屋企業営業第1部営業第2課
〒453-6116 名古屋市中村区平池町 4-60-12

TEL: 050-3462-0295

FAX: 052-563-9482

お守りくん「日常賠償重視型プラン」LA型のご案内

< 団体総合生活補償保険 傷害補償(標準型)特約、日常生活賠償特約 >

★お守りくん「LA型」賠償事故の補償金額は**3億円**！

★お守りくんは日本碍子株式会社が保険契約者となり、NGKグループの役員・従業員の皆さまが加入できる制度です。

★以下の日常生活賠償事故を補償します。

- ・日本国内外において発生した日常生活上の偶然な事故等により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたりして、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合
- ・日本国内において、電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することになった場合

月々**140円**！



自転車での加害事故例

判決認容額※

9,521万円

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典：一般社団法人日本損害保険協会ホームページ
「自転車事故と保険、■自転車での加害事故例」より

ご本人およびご家族で自転車にお乗りの方がいらっしゃる場合、特におすすめの補償プランです。

ご本人のご加入で、**配偶者、ご本人またはご本人の配偶者の「同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)」および「別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子」**の賠償事故を補償します。

< 自転車事故 * >

自転車事故をはじめ、
さまざまなシーンでの
賠償事故を補償します。



< 海外旅行中に展示品の
壺を割ってしまった * >



< 海外旅行中に絵画を
落として壊してしまった * >



< 飼い犬が
他人にケガさせた * >



< 階下への漏水 * >

* 上記事例でも、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は保険金のお支払対象とはなりませんので、ご注意ください。

今後 賠償の更なる高額化も予想されます！ 3億円の備えがあれば安心♪

日常賠償重視型プラン(LA型)のご契約概要

保険期間(ご契約期間)は、
2025年7月1日(午後4時) ~ 2026年7月1日(午後4時) まで

区分	保険金額	被保険者
傷害死亡・ 後遺障害保険金額	10万円	ご本人
日常生活賠償 保険金額	3億円 (免責金額：0円)	①ご本人 ②ご本人の配偶者 ③ご本人またはご本人の配偶者の「同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)」および「別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子」
月払保険料	140円 (年間 1,680円)	—

【ご注意】

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

頼れる示談交渉サービス付き

(日本国内で発生した賠償事故に限りです)

* 話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
TEL 0120-985-024 (無料)

※受付時間24時間365日

※IP電話からは0276-90-8852

(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。



加入タイプ：LA型 団体割引20%、損害率による割引5%適用、職種級別A
※ 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
(注) 天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約はセットされません。

団体総合生活補償保険加入申込票 兼 健康状態告知書(複数名用) お守りくん

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする時に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答（記入）ください。
ただし、「生年月日」・「年令」・「健康状態告知」欄は「疾病に関する補償」、「がんに関する補償」、「所得補償特約」、「医療費用補償特約」をセットされない場合、告知事項に該当しません。○職業名・職種名欄は「所得補償特約」をセットされない場合、告知事項に該当しません。

保険契約者（団体名）

加入申込日 010 令和R 年 月 日 011 電話番号 — —

012 郵便番号 317 カナ 013 漢字 309

014 住所 307 カナ

015 氏名 フルネームでご署名ください。 980 生年月日 大正T 昭和S 平成H 令和R 漢字 347 自 署 年 月 日

016 所属名 カナ 017 所属コード 018 社員番号

必ずご記入ください。

符号 被 保 険 者 (被保険者の住所が申込人(加入者)と異なる場合は、住所カナ・漢字の両方を必ずご記入ください。)

390 申込人住所と同じ 住 所 VBT ① H41 カナ L68 漢字 J04 カナ 氏名 L67 漢字

323 ※生年月日 大正T 昭和S 平成H 令和R 年 月 日 満 才 男 1 女 2 L18 ◆団体との関係 L40 家族構成人数 名

576 ※職業名・職種名 カナ 312 ※職種コード 300 572 傷 害 573 職種等級

※被保険者職業区分 (スキー・スケート) (注3) L18 ◆団体との関係 L40 家族構成人数 名

※健康状態告知書質問事項回答欄

過去の健康状態告知内容

質問1 質問2 質問3 特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除)

LKA LKH L1A 506 疾病コード

はい③ はい③ はい③

いい④ いい④ いい④

507 疾病・症状名 カナ

X/Y 告知社内処理日 L92 初年度加入日

平成H 令和R 昭和S 平成H 令和R 年 月 日

R43 被保険者特記事項 カナ (※スポーツ賠償責任保険特約セットの場合②は参照)

告知者ご署名欄 (注1) LW8 告知日 令和R 年 月 日 自 署

※他の項目 (注2) 他 保 険 約 等 Y34 あり 1

◆団体との関係 下記該当の数字(いずれか1つ)をご記入ください。

団体の 1：構成員(子会社・関連会社の構成員、退職者を含む) 0：会員企業等の役員・従業員

上記「1」または「0」の 2：配偶者 3：こども 4：両親 5：兄弟姉妹 6：同居の親族 7：使用人

331 加入者特記事項(カナ)

前契約合計保険料(分割払の場合は1回分) 円

R50 合計保険料(分割払の場合は1回分) 円

000 AAA 020 994 R153 03 88 LF 354 ⑤

前契約代表証券番号

代表証券番号

部店課支社 代理店・扱者/仲立人 団体コード

WDE61 JPK9 NGKライフ

保 險 期 間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

098 加入者番号

099 前契約加入者番号 L05 加入者識別コード

「健康状態告知」についてのご案内(注)を必ずお読みください。健康状態告知をされる場合は、裏面または別紙の「健康状態告知書質問事項」を参照のうえ、下記に回答と告知日をご記入いただき、告知者ご署名欄にご署名ください。

令和5年10月1日以降始期契約に使用

健康状態告知書質問事項、回答欄記入例

疾病補償、がん補償、所得補償、医療費用補償、本人介護一時金、親介護一時金、親介護休業補償のいずれかに新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

- ご注意**
- 健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。また、ご加入される補償パターンに応じてご回答ください。
 - ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガ、介護状態については、保険金をお支払いできません（ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いすることができます。）。
 - 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

疾病補償	がん補償	所得補償	医療費用補償	にご加入の方
●被保険者ご本人がご回答ください。なお、下表に記載があるケガや病気については告知不要です。				
告知対象外となるケガ・病気一覧				
●ケガ（ただし、以下については、病気として告知対象となります）●正常分娩				
脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）、半月板損傷、ばね指（手指筋腱腱鞘炎）、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頸部外傷後遺症、脳挫傷				
●次のいずれかに該当しますか。				
①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすめられて2年以内か。				
②告知日（ご記入日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがあるか。				
※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果を含みません。				
はい				
いいえ				
●告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。				
①「がん」、「上皮内がん」				
②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」				
③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」				
※検査結果が異常なしだった場合は「はい」になります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察の場合は「はい」となります。				
はい				
いいえ				
「疾病補償」「がん補償」「所得補償」「医療費用補償」をお引き受けします。				

「疾病補償」「がん補償」「所得補償」「医療費用補償」をお引き受けできませんので、しる承るべきです。

本人介護一時金	親介護一時金	親介護休業補償	にご加入の方
●本人介護一時金は、被保険者ご本人がご回答ください。			
●親介護一時金は、特約被保険者となる方に被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。また、親介護休業補償は、被保険者ご本人が介護対象者の健康状態を確認し回答してください。			
<質問3> 本人介護一時金 にご加入の方			
<質問> 親介護一時金 親介護休業補償 にご加入の方			
*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。			
●次のいずれかに該当しますか。			
①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。			
②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがあるか。			
③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、下表の「病気・症状一覧」記載の病気や症状と診断されたことがある。			
①は、告知日（ご記入日）現在の状態をご回答ください。また、「他人の介護が必要である」とは、何らかのかたちで他人の力を借りている状態をいいます。			
②の「要介護認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護認定の申請を行った結果、非該当となった場合を含みます。			
はい			
いいえ			
「本人介護一時金」「親介護一時金」「親介護休業補償」をお引き受けします。			
病名・症状一覧			
●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等） ●脳動脈瘤 ●脳動脈静脈奇形			
●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* ●ウイルス性肝炎（感染者）を含みます。			
●後遺症のある骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症			
●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●腫瘍よう			
●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全等） ●不整脈（心室細動、心房細動、心房頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます） ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等） ●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤			
●肺炎性症（肺炎等） ●肺結核症 ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺気腫、慢性気管支炎） ●肺腫（結核症、アスペクト肺炎等） ●気管支喘息（終結した小児喘息を除きます）			
●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患			
●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* ●ウイルス性肝炎（感染者）を含みます。			
●後遺症のある骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症			
●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●腫瘍よう			
●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●糖尿病 ●関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●精神障害（アルコール・薬物依存症を含みます） ●知的障害・発達障害（注1） ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（注2）			
(注1) 具体的に、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官庁統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要（CD-10（2003年版）準拠）」によりします。			
(注2) 告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（https://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給資格の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。			

回答欄記入例 回答が「いいえ」の場合、記入例のとおり回答を記入いただき、「告知者ご署名欄」に告知日を記入のうえ、署名してください。

被保険者ご本人用（質問1、2、3）	親介護一時金・休業（質問）
回答を記入してください。	被保険者ご本人から見た特約被保険者・介護対象者との関係に○をししてください。
告知日を記入のうえ、署名してください。	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。
告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。
①「がん」、「上皮内がん」	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。
②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。
③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。
※検査結果が異常なしだった場合は「はい」になります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察の場合は「はい」となります。	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。
はい	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。
いいえ	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。
「疾病補償」「がん補償」「所得補償」「医療費用補償」をお引き受けします。	健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。

<傷害職種コード一覧>

職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名
01	技術者（技師、監督を含みます）	53	航空機関係従事者（航空機搭乗者）	70	印刷・製本作業
02	教員	54	その他の運輸従事者（注2）	71	ゴム・プラスチック製品製造作業
03	保健医療従事者	55	通信従事者（船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます）（注3）	72	革・革製品製造作業
04	芸術家、芸能家	61	金属製造加工作業	73	窯業・土石製品製造作業
05	職業スポーツ家（注1）	62	電気機械器具組立・修理作業	74	飲食料品製造作業
06	その他の専門的職業従事者（注1）	63	輸送機械組立・修理作業	75	化学製品製造作業
11	事務従事者	64	計器・光学機械器具組立・修理作業	76	建設作業
21	販売従事者	65	その他の機械組立・修理作業	77	定置機械・機械および建設機械運転作業
31	農林業作業	66	製糸・紡績作業	78	電気作業
36	漁業作業	67	裁断・縫製作業	79	その他の技能工・生産工程作業
41	採掘・採石作業	68	木・竹・草・つる製品製造作業	81	保安職業従事者
51	自動車運転者（助手含みます）	69	パルプ・紙・紙製品製造作業	86	サービス職業従事者
52	船舶関係従事者（漁労船以外の船舶乗船者）			91	有職者以外（主婦・学生等）

- (注1) ご加入にあたっては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。
(注2) 自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます）を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。
(注3) 自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます）を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

※他の保険契約等
同種の危険を補償する他の保険契約等（被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等の身体のケガまたは病気および損害賠償責任に対して保険金が支払われる他の保険契約等）をいい、積立保険を含みます。が、あります。〔あり〕の場合、被保険者ご本人ごとに、下欄にご記入ください。（ご記入のない場合、〔なし〕と回答したこととなります。）
(注) 他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。

被保険者氏名	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	疾病入院保険金日額	がん入院保険金日額	賠償責任限度額・保険金額
	合計 万円	合計 円	合計 円	合計 円	合計 円	合計 万円
	合計 万円	合計 円	合計 円	合計 円	合計 円	合計 万円
	合計 万円	合計 円	合計 円	合計 円	合計 円	合計 万円

<所得職種コード一覧>

職種コード	職業名・職種名
011	研究者・研究員
021	技術者（技師・監督を含みます。）
021	金庫精練、化学、窯業、食品、農業、電気
022	鉱山
023	航空機（搭乗する方は除きます。）
024	土木、建築
025	海軍
026	上記以外の技術的な業務に従事する方
031	教員・教師・講師
041	医師、歯科医師、獣医師
042	薬剤師
043	船医
044	保健師、助産師、看護師（見習を含みます。）
045	マasseur、指圧師、はり師、きゅう師、つぎ師、柔道整復師
046	上記以外の技術的、専門的な医療、保健衛生の業務に従事する方
051	芸術家、芸能家
061	職業スポーツ家
071	その他の専門的職業従事者
071	弁護士
072	裁判官、判事、検事、司法書士、行政書士
073	公認会計士
074	税理士、社会保険労務士、弁理士、中小企業診断士、技術士、計理士等
075	記者、編集者（戦争通信員は除きます）、文芸家、著述家、評論家、宗教活動に従事する方、社会福祉事業に関する専門的な業務に従事する方、カメラマン（戦争カメラマンは除きます）、写真家（撮影技術、助手等を含みます）、検査員（農業、肥料、生糸等）、土地家屋調査士、不動産管理士、不動産鑑定士
076	東洋教師、馬術教師、馬術教師、大訓練士、武道師範、スキーインストラクター、テニスインストラクター、ゴルフインストラクター、フェンシング師範、自動車教習所教員、ピアノ調律師、上記以外の専門的な業務に従事する方
111	管理的職業従事者
121	一般事務従事者
131	作業的事務員
141	商品販売従事者
191	その他の販売従事者
211	農林業作業
221	漁業作業
231	養蚕作業
241	林業作業
251	その他の農林業作業
261	漁業作業
271	採掘作業
311	鉄鋼関係従事者
321	船舶関係従事者
331	自動車運転者
341	航空機関係業務員、航空機整備員（注）
351	航空機の運輸従事者
361	通信従事者
411	金属材料製造作業
421	金属加工作業
431	電気機械器具組立・修理作業
441	輸送機械組立・修理作業
442	船舶組立工
451	計器・光学機械器具組立・修理作業
491	その他の機械組立工・修理作業
511	製糸・紡績作業
521	裁断・縫製作業
531	木・竹・草・つる製品製造作業
541	パルプ・紙・紙製品製造作業
551	印刷・製本作業
611	ゴム・プラスチック製品製造作業
621	かわ・かわ製品製造作業
631	窯業・土石製品製造作業
641	飲食料品製造作業
651	化学製品製造作業
711	建設作業（陸上）
721	定置機械、機械および建設機械運転作業
731	電気作業
741	技術補助員
791	その他の技能工・生産工程作業
811	保安職業従事者
821	家事サービス職業従事者
831	個人サービス職業従事者
911	家事従事者
891	その他のサービス職業従事者
911	いずれにも入らない方

(注) 航空機乗組員または航空機使用従事者、自家用航空機関係乗組員の方は、取扱代理店または当社にご相談ください。

お守りくん(役員・従業員用)記入例

太枠で囲われた部分について記入してください。

■新規に加入する場合(1タイプに加入するケース)

団体総合生活補償保険加入申込票 兼 健康状態告知書(複数名用)

「新規加入」に○をつけてください

記入してください

フルネームで署名してください

従業員番号を記入してください

加入するセットを記入してください
口数には「1」を記入してください

会社名+部署を記入してください
(出向者の方は、出向元の会社名のみ記入してください)

記入してください

職業名・職種名をカタカナで記入ください

家族型および夫婦型に加入する場合は、加入者ご本人のみ記入してください
(家族についての記入は不要です)

＜傷害職種コード一覧＞を確認のうえ、該当の職種コードを記入してください

＜傷害職種コード一覧＞

職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名
01	技術者(技師、監督を含みます)	53	航空機関係従事者(航空機関係者)	70	印刷・製本作業
02	教員	54	その他の運輸従事者(注2)	71	ゴム・プラスチック製品製造作業
03	保健医療従事者	55	運送従事者(船舶・漁業船舶乗船者、航空機運送乗客を除きます)(注3)	72	革・革製品製造作業
04	芸術家、芸能家	61	金属製造加工作業	73	窯業・土石製品製造作業
05	農業・漁業(注1)	62	電気機械器具組立・修理作業	74	化学製品製造作業
06	その他の専門的職業従事者(注1)	63	輸送機械組立・修理作業	75	建設作業
11	事務従事者	64	計器・光学機械器具組立・修理作業	76	定置機械・機械および建設機械運転作業
21	販売従事者	65	その他の機械組立・修理作業	77	電気作業
31	農林作業	66	製糸・紡績作業	78	その他の技能工・生産工程作業
36	漁業・水産作業	67	鉱山・採石作業	79	保安職従事者
41	探検・採石作業	68	木・竹・草・竹・製品製造作業	86	サービス職従事者
51	自動車運転者(助手を含みます)	69	パルプ・紙・紙製品製造作業	91	有職者以外(主婦・学生等)
52	航空機関係従事者(乗客以外の乗客関係者)				

(注1) 1 加入にあたっては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。
(注2) 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます)を用いて配送・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。
(注3) 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます)を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

■新規に加入する場合(複数タイプに加入するケース)

団体総合生活補償保険加入申込票 兼 健康状態告知書(複数名用)

「新規加入」に○をつけてください

記入してください

フルネームで署名してください

従業員番号を記入してください

加入するセットを記入してください
口数には「1」を記入してください

会社名+部署を記入してください
(出向者の方は、出向元の会社名のみ記入してください)

記入してください

職業名・職種名をカタカナで記入ください

家族型および夫婦型に加入する場合は、加入者ご本人のみ記入してください
(家族についての記入は不要です)

＜傷害職種コード一覧＞を確認のうえ、該当の職種コードを記入してください

＜傷害職種コード一覧＞

職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名
01	技術者(技師、監督を含みます)	53	航空機関係従事者(航空機関係者)	70	印刷・製本作業
02	教員	54	その他の運輸従事者(注2)	71	ゴム・プラスチック製品製造作業
03	保健医療従事者	55	運送従事者(船舶・漁業船舶乗船者、航空機運送乗客を除きます)(注3)	72	革・革製品製造作業
04	芸術家、芸能家	61	金属製造加工作業	73	窯業・土石製品製造作業
05	農業・漁業(注1)	62	電気機械器具組立・修理作業	74	化学製品製造作業
06	その他の専門的職業従事者(注1)	63	輸送機械組立・修理作業	75	建設作業
11	事務従事者	64	計器・光学機械器具組立・修理作業	76	定置機械・機械および建設機械運転作業
21	販売従事者	65	その他の機械組立・修理作業	77	電気作業
31	農林作業	66	製糸・紡績作業	78	その他の技能工・生産工程作業
36	漁業・水産作業	67	鉱山・採石作業	79	保安職従事者
41	探検・採石作業	68	木・竹・草・竹・製品製造作業	86	サービス職従事者
51	自動車運転者(助手を含みます)	69	パルプ・紙・紙製品製造作業	91	有職者以外(主婦・学生等)
52	航空機関係従事者(乗客以外の乗客関係者)				

(注1) 1 加入にあたっては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。
(注2) 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます)を用いて配送・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。
(注3) 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます)を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

お守りくん(役員・従業員用)記入例

太枠で囲われた部分について記入してください。

■変更する場合

更改加入申込票が複数ある(複数の方が加入している)場合は、1枚目にご署名のうえ、変更しない分も合わせて全員分の加入申込票をご提出ください。

団体総合生活補償保険更改加入申込票 兼 健康状態告知書(複数名用)

あいおいニッセイ同和損保 **DAI** センター受付

000 AAA 000 88 LF 354⑤

R239 03 88 LF 354⑤

「継続する(変更あり)」に○をつけてください。

記入してください

加入申込日 令和 7 年 5 月 26 日

加入者 日碍 太郎

フルネームで署名してください

既存の加入セットから変更する場合は、二重線で削除した上で、変更後のセットを記入してください

既存の加入セットに追加で加入する場合に記入してください

令和5年10月1日以降締結契約に使用

■継続しない場合

更改加入申込票が複数ある(複数の方が加入している)場合は、1枚目にご署名のうえ、全員分の加入申込票をご提出ください。

団体総合生活補償保険更改加入申込票 兼 健康状態告知書(複数名用)

あいおいニッセイ同和損保 **DAI** センター受付

000 AAA 000 88 LF 354⑤

R239 03 88 LF 354⑤

「継続しない」に○をつけてください。

記入してください

加入申込日 令和 7 年 5 月 26 日

加入者 日碍 太郎

フルネームで署名してください

既存の加入セットから変更する場合は、二重線で削除した上で、変更後のセットを記入してください

既存の加入セットに追加で加入する場合に記入してください

令和5年10月1日以降締結契約に使用

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（標準型）＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」、「配偶者対象外型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	—	—
②「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	—
③「配偶者対象外型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	—	○※3
④「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○※4

- ※1 保険証券記載の被保険者をいいます。
※2 ご本人の配偶者※5をいいます。
※3 ご本人と「同居の親族※6」または「別居の未婚※7の子」をいいます。
※4 ご本人またはその配偶者※5の「同居の親族※6」または「別居の未婚※7の子」をいいます。
※5 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※6 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※7 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償（標準型）特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

①「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a. 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

- ※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
(注)「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
(注)「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされた場合、職業または職務従事中に被ったケガについては保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、通勤途上で被ったケガに対しては保険金をお支払いします。
(注)「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
(注)「自転車搭乗中等のみ補償特約」がセットされた場合は、次に掲げるケガに限り、保険金をお支払いします。
① 自転車で乗車している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
② 自転車で乗車していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガ

2. 傷害補償（標準型）特約の補償内容は次のとおりです。

- (注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金 ※「傷害死亡保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約」がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.	●「自転車搭乗中等のみ補償特約」以外の場合 (1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者※1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		②のケガにより死亡したときは、増額部分の保険金額（保険期間中に後遺障害に対して既にお支払いした増額部分の保険金がある場合は、その額を差し引いた額）を加算してお支払いします。	の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※3 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※4 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※5 など
傷害後遺障害保険金 ※「傷害後遺障害保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、傷害後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、傷害後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。 ※ 「傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされた場合、被保険者に発生した後遺障害について、保険金支払割合が「42%以上」となる場合に限り、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより後遺障害を被ったときは、増額部分の保険金額に上記算式の保険金支払割合を乗じた額を加算してお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して増額部分の保険金額が限度となります。	※1 被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合に限ります。 ※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※5 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金に関しては、約款所定の条件に該当した場合に限ります。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます） イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ②被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ③被保険者の範囲に関する特約がセットされた場合は、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 など
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。 ※ 「傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約(傷害補償(標準型)特約用)」がセットされた場合、傷害入院保険金の免責期間の満了日までの入院についても、入院日数に含めてお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより入院したときは、増額部分の入院保険金日額に入院日数を乗じた額を加算してお支払いします。	
傷害手術保険金 ※「傷害手術保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、 ※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	- 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 - 抜歯手術 - 歯科診療固有の診療行為 ②先進医療（※1）に該当する診療行為（※2） （※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。	※「傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金支払条件変更（フランチイズ）特約（傷害補償（標準型）特約用）」がセットされた場合、免責期間の満了日の翌日以降に入院または通院しているときは、免責期間の満了日までの手術についても、お支払いの対象となります。 ※「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより手術を受けたときは、増額部分の入院保険金日額の10倍（上記①）または5倍（上記②）を加算してお支払いします。	（※1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 （※2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合および「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」による増額部分 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 交通乗用具を用いて競技等（※）をしている間（ウ. に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等（※）をしている間」を除きます） イ. 交通乗用具を用いて競技等（※）を行うことを目的とする場所において、競技等（※）に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※）に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等（※）をしている間または競技等（※）に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間 ②船舶に搭乗することを職務とする被保険者（養成所の職員・生徒である場合を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 ④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積み込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 ⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など （※）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※「傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金支払条件変更（フランチイズ）特約（傷害補償（標準型）特約用）」がセットされた場合、事故の発生の日から傷害通院保険金の免責期間の満了日までの通院についても、通院日数に含めて保険金をお支払いします。 ※「実通院日のみの傷害通院保険金支払特約」がセットされた場合を除き、通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。 ※「実通院日のみの傷害通院保険金支払特約」がセットされた場合は、現実に通院した日に限り保険金をお支払いします。 ※「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより通院したときは、増額部分の通院保険金日額に通院日数を乗じた額を加算してお支払いします。	●「自転車搭乗中等のみ補償特約」の場合 (1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 など ※ テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			※ ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※ 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかに該当する間の事故によって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 自転車を用いて競技等（＊）をしている間（③に該当しない「自転車を用いて道路上で競技等（＊）をしている間」を除きます） ② 自転車を用いて競技等（＊）を行うことを目的とする場所において、競技等（＊）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間（③に該当しない「道路上で競技等（＊）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間」を除きます） ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等（＊）をしている間または競技等（＊）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間 （＊）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。

※ 「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(60日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(90日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮(120日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(365日)特約」、「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(730日)特約」または「傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(1095日)特約」がセットされた場合、お支払いの対象となる入院の期間および限度ならびにお支払いの対象となる手術を受ける期間は、特約に記載された期間(60日、90日、120日、365日、730日または1095日)となります。

※ 「傷害通院保険金支払日数短縮(30日)特約」または「傷害通院保険金支払日数短縮(60日)特約」がセットされた場合、1 事故につき、特約に記載された日数(30日または60日)がお支払いの限度となります。また、「傷害通院保険金支払日数延長(1095日)特約」がセットされた場合、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内の通院を対象とし、1 事故につき、90日がお支払いの限度となります。

■ 傷害補償（標準型）特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償（標準型）特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害 2 倍支払特約	自宅外かつ就業外かつ学校管理下外においてケガを被った場合、傷害補償（標準型）特約の保険金と同額を追加してお支払いする特約です。
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。 ※ 被保険者の死亡については対象外となります。
顔面、頭部、頸部 ^{けい} 傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約	傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合において、被保険者が顔面・頭部または頸（けい）部にケガを被り、その部分の治療について切開、縫合、補てつなどの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療期間に対する傷害入院保険金・傷害通院保険金の額を 2 倍にしてお支払いする特約です。
第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約	「第三者の故意による加害行為（警察への届出が必要です）」または「ひき逃げ（加害者が事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます）」によって被保険者がケガを被った場合、傷害補償（標準型）特約の保険金を 2 倍にしてお支払いする特約です。
傷害入院保険金および傷害通院保険金の 7 日間 2 倍支払特約	傷害入院保険金をお支払いする日数の最初の 7 日または傷害通院保険金をお支払いする日数の最初の 7 日に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金を 2 倍にして支払う特約です。 ※ 同一事故により傷害入院保険金および傷害通院保険金の両方についてお支払いする場合は、傷害通院保険金を支払う日数は、7 日から傷害入院保険金をお支払いする日数を差し引いた残りの日数を限度とします。傷害入院保険金をお支払いする日数が、7 日以上ときは傷害通院保険金については対象外となります。
傷害入院保険金の 7 日間 2 倍支払特約	傷害入院保険金をお支払いする日数の最初の 7 日に対して、傷害入院保険金の 2 倍の額を支払う特約です。

■ その他の傷害危険に関する特約の補償内容

被保険者が被ったケガ（＊）などに対して保険金をお支払いします。

（＊）傷害補償（標準型）特約で保険金をお支払いするケガをいいます。

- (注) 「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。ただし、『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』については、職業または職務従事中に被った場合でもお支払いの対象となります。
- (注) 「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされた場合、職業または職務従事中に被ったケガについては保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、通勤途上で被ったケガに対しては保険金をお支払いします。
- (注) 「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
- (注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特 約 名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院時 一時金 補償特約	傷 害 入 院 時 一 時 金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が保険証券記載の免責日数を超えて継続した場合	傷害入院時一時金額の全額 ※ 1 事故に基づく入院につき、1 回のお支払いに限りします。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』（以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が保険証券記載の傷害入院時一時金補償特約の免責期間を超えて継続したときも、傷害入院時一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害 2 倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約」または「顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害入院時一時金を 2 倍にしてお支払いします。	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害退院時 一時金 補償特約	傷 害 退 院 時 一 時 金	①事故によるケガの治療のため、14 日以上継続して入院した後、生存して退院した場合 ②事故によるケガのため入院している日数が365日を超えた場合	傷害退院時一時金額の全額 ※ 1 事故に基づく入院につき、1 回のお支払いに限りします。（左記「保険金をお支払いする場合」の②に該当し、傷害退院時一時金をお支払いした後生存して退院し、左記「保険金をお支払いする場合」の①に該当した場合であっても、傷害退院時一時金はお支払いできません） ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』（以下、特定感染症補償特約といいます）がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が14日以上継続した後、生存して退院したときも、傷害退院時一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害 2 倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約」または「顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害退院時一時金を 2 倍にしてお支払いします。	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷 害 長 期 入院一時金 補 償 (270日) 特 約	傷 害 長 期 入 院 一 時 金	事故によるケガの治療のため、入院し、1 回の入院が保険証券記載の傷害長期入院日数（270 日）以上継続した場合	傷害長期入院一時金額の全額 ※ 1 事故に基づく入院につき、1 回のお支払いに限りします。 ※ 退院した日からその日を含めて 180 日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて継続した 1 入院として取り扱います。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』（以下、特定感染症補償	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特 約 名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			特約といます) がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が傷害長期入院日数 (270日) 以上継続したときも、傷害長期入院一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害 2 倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約」または「顔面、頭部、頸(けい) 部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院一時金を 2 倍にしてお支払いします。	
傷 害 長 期 入 院 一 時 金 補 償 (3 6 5 日) 特 約	傷 害 長 期 入 院 一 時 金	事故によるケガの治療のため、入院し、1 回の入院が保険証券記載の傷害長期入院日数 (365 日) 以上継続した場合	傷害長期入院一時金額の全額 ※ 1 事故に基づく入院につき、1 回のお支払いに限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて 180 日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて継続した 1 入院として取り扱います。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といます) がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が傷害長期入院日数 (365 日) 以上継続したときも、傷害長期入院一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害 2 倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約」または「顔面、頭部、頸(けい) 部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院一時金を 2 倍にしてお支払いします。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷 害 長 期 入 院 時 保 険 金 補 償 (9 0 日 ご と 用) 特 約	傷 害 長 期 入 院 時 保 険 金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が90日以上となった場合	傷害長期入院時保険金額 ※ 1 回の事故につき、入院日数が事故の日からその日を含めて90日の倍数(整数)となるごとに保険金をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といます) がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が90日以上となったときも、傷害長期入院時保険金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害 2 倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約」または「顔面、頭部、頸	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			(けい) 部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院時保険金を2倍にしてお支払いします。	
傷害部位・症状別保険金補償特約	傷 害 部 位・症状別保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	①治療日数の合計が5日以上の場合 傷害部位・症状別保険金額 × 約款所定の 傷害部位・症状別 保険金支払倍率 (5倍～120倍) ②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 傷害部位・症状別保険金額 ※ 同一事故により被ったケガの部位または症状が約款所定の複数の項目に該当する場合は、そのうち最も高い支払倍率を乗じます。 ※ 「治療日数」とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、ケガの治療のため入院または通院した日数をいいます。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
固定具等装着時一時保険金補償特約	固定具等装着時一時保険金	事故によるケガの治療のため、次のいずれかに該当した場合 ①画像診断に基づき、四肢ギプス、体幹ギプス包帯、鎖骨ギプス包帯(片側)またはギプスベッドを装着した場合(公的医療保険において算定対象となるものに限りま) ②上記①以外の3日以上連続した固定具等装着の場合 ※ 固定具等装着とは、ケガを被った部位の固定または可動域制限を目的とした固定具等の装着をいいます。	傷害通院保険金日額 × 約款所定の倍率 (3倍～20倍) ※ 1事故に基づくケガにつき、1回を限度とします。 ※ 1事故に基づくケガに対して複数の固定具等を装着した場合、最も高い倍率を乗じます。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
骨折・関節脱臼・腱断裂一時金支払特約	骨折・関節脱臼・腱断裂一時金	事故によるケガのため、約款所定の骨折・関節脱臼・腱断裂のいずれかに該当した場合	骨折・関節脱臼・腱断裂一時金額の全額 ※ 保険期間を通じて、1回を限度とします。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	傷害による集中治療室等利用時一時保険金	事故によるケガのため、入院し、傷害入院保険金の支払対象期間内に集中治療室管理等を受けた場合 ※ 集中治療室管理等とは、次のいずれにも該当する診療行為をいいます。 ①厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行う診療行為 ②公的医療保険制度において、救命救急入院料または集中治療室管理料の対象となる診療行為(歯科診療固有の診療行為は除きます)	傷害入院保険金日額 × 20 ※ 1事故に基づく入院につき、1回を限度とします。	傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
心神喪失等による傷害事故一時金支払特約	特定危険一時金	脳疾患、病気または心神喪失を原因とする事故によるケガにより次のいずれかに該当した場合 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故の発生の日からその日を含	①左記①に該当した場合 特定危険一時金額 × 5 ②左記②に該当した場合 特定危険一時金額	(1) 傷害補償(標準型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1) ①～③および⑤～⑪、(2)ならびに(3)と同じ (2) 傷害補償(標準型)特約により保険金をお支払いするケガに対して

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
〔特定危険一時金支払特約セット〕		めて180日以内に、ケガの治療のため1日以上入院した場合	※ 1事故につき、1回のお支払いに限ります。 ※ 左記①および②のいずれにも該当した場合は、上記①の額をお支払いします。	は、保険金をお支払いできません。
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ※特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に傷害補償（標準型）特約所定の後遺障害が発生した場合 ※ 発病の日からその日を含めて180日を超えても治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） ※ 傷害後遺障害保険金または後遺障害保険金をお支払いしている場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、後遺障害保険金をお支払いし、かつ、発病の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。	(1) 次のいずれかにより発病した特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者に対する刑の執行 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧傷害補償（標準型）特約により保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約を含みません）に対しては、保険金をお支払いできません。 など ※ テロ行為によって発生したものに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院した場合	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、180日が限度となります。 ※ 「傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約」または「傷害入院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされた場合、特定感染症による入院保険金のお支払いする対象となる最初の7日間に対して、保険金を2倍にしてお支払いします。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、90日が限度となります。 ※ 「傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされた場合、特定感染症による通院保険金のお支払い対象となる最初の7日（入院保険金のお支払い対象となる日数がある場合はその日数を差し引いた日数）に対して、保険金を2倍にしてお支払いします。	

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症（注）

（注）指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。

2023年3月現在、上記に該当する感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、腸チフス、パラチフスです。

所得の補償

■ 補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が、日本国内外において、身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合に、被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注) 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償特約 補償重複	所得補償保険金	日本国内外において、身体障害を被り、就業不能となった場合	$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{就業不能期間の月数}(\ast)}$ $+ \boxed{\text{保険金額}} \times \frac{\boxed{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}}{30}$ (*) 就業不能期間の月数は、1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 ※ 就業不能期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。 ※ 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間所得額」に読み替えて適用します。 ※ 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱います。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 保険期間開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかによる就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ※3 (3) 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 (4) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載のケガまたは病気に

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				よる就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 など ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※3 「天災危険補償特約（所得補償特約用）」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

<用語の解説>

【身体障害】とは

急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気（ケガ以外の身体の障害をいいます）をあわせて身体障害といいます。

【就業不能】とは

被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

(1) その身体障害の治療のため、入院していること。

(2) 上記(1)以外で、その身体障害につき、医師の治療を受けていること。

※ 「入院のみ補償特約(所得補償特約用)」がセットされた場合、身体障害を被り、その治療のため入院していることにより、保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

※ 「家事従事者特約(所得補償特約用)」がセットされた場合、身体障害を被り、その治療のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児などの家事に全く従事できない状態をいいます。

【てん補期間】とは

保険金をお支払いする限度日数であり、免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。

※ 「保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約(所得補償特約用)」がセットされた場合のてん補期間は、就業不能の状態が免責期間を超えて継続した場合の就業不能が開始した日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。

【免責期間】とは

就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

※ 「保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約(所得補償特約用)」がセットされた場合、就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、就業不能の状態がこの期間を超えて継続しなかった場合は、保険金をお支払いできません。

【就業不能期間】とは

てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

【平均月間所得額】とは

被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(*1)。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}(*2) - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}(*3)}{12(\text{か月})}$$

(*1) 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。

(*2) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

(*3) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

(注) 「家事従事者特約(所得補償特約用)」がセットされた場合、家事従事者の平均月間所得額は171,000円とします。

■所得補償特約の補償条件を拡大する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概 要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）（注）	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券記載の業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※ 初年度契約については1年の待機期間があります。

(注) 所得補償特約をセットされるご契約に自動セットされます。

■補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

- 被保険者が身体障害（ケガまたは病気）を被り、日本国内において健康保険等の公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した、病院または診療所への入院により発生した費用を負担したことによって被った損害に対して次の保険金をお支払いします。
- 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
医療費用補償特約 補償重複	入院諸費用保険金	身体障害を被り、その身体障害の治療のため保険証券記載の免責入院日数を超過して日本国内で入院し、費用を負担したことによって損害を被った場合 <対象となる費用> ①病院等の承認を得て使用した場合のベッドまたは病室の使用料 ②被保険者が常時監視や介護が必要不可欠な場合等に該当し、かつ、医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をしたときの次に掲げる費用 ・ 親族付添費（*） …1日につき4,200円 ・ 交通費 ・ 寝具等の使用料 （*）「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」に定める「入院中の看護料」の額に基づきお支払いします。 ③被保険者の家庭において次のいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパーの雇入費用（ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます） ・ 医師が付添を必要と認めた期間 ・ 家事従事者である被保険者が入院している期間 ④被保険者の治療に必要なかつ有益な諸雑費（*） …入院1日につき1,100円 （*）「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」に定める「入院中の諸雑費」の額に基づきお支払いします。 ⑤次の交通費 ・ 入院のために必要とした病院等までの交通費 ・ 医師が必要と認めた病院等への転院のために必要とした交通費 ・ 退院のために必要とした病院等から住居までの交通費 ⑥入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に要する費用または生活療養のうち食事の提供に	● 免責入院日数方式 損害の額 ※ 1回の入院につき次の算式によって算出した額が限度となります。 $\frac{\text{支払限度}}{\text{基礎日額}} \times \left[\frac{\text{入院日数}}{(*)} - \frac{\text{免責入院日数}}{(*)} \right]$ （*）入院日数とは、入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の支払限度日数までの期間中の入院が対象となります。 ※ 1回の入院につき、入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの期間中の入院に要した費用に限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。 ※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*）を限度とします。 （*）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 ● 免責金額方式 損害の額 - 免責金額（*） (5,000円) （*）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に被った身体障害については、保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかによる身体障害については、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 (3) 次のいずれかによってケガを被り入院を開始した場合には、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※4 (4) 次のいずれかによる入院については、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の被った精神障害を原因として開始した入院 ② 被保険者の妊娠または出産を原因として開始した入院。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょう期の異常を含みません。 ③ 被保険者のじ核、裂肛またはじろうを原因として開始した入院 など (5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		要する費用	※ 「入院諸費用保険金の免責入院日数を免責金額に変更する特約（医療費用補償特約用）」がセットされます。 ※ 1回の入院につき次の算式によって算出した額が限度となります。 $\boxed{\text{支払限度基礎日額}} \times \boxed{\text{入院日数(*)}}$ (*) 入院日数とは、入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の支払限度日数までの期間中の入院が対象となります。 ※ 1回の入院につき、入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの期間中の入院に要した費用に限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。 ※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*)2 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	特約」がセットされている場合、保険証券記載のケガまたは病気に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡して365日以前である場合は、その身体障害は、保険期間の開始時以降に被ったものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。
	先進医療費用保険金	身体障害を被り、その身体障害の治療のため日本国内で入院し、費用を負担したことによって損害を被った場合 <対象となる費用> ①「先進医療」に要する費用 ②次の交通費 ・「先進医療」を受けるために必要とした病院等までの交通費 ・医師が必要と認めた病院等への転院のために必要とした交通費 ・退院のために必要とした病院等から住居までの交通費 ※ 「先進医療」とは、治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。た	損害の額 ※ 1回の入院につき、保険証券記載の額が限度となります。 ※ 1回の入院につき、入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの期間中に要した費用に限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。 ※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保	

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		だし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。 【病院直接支払いについて】 ・お客さまに代わり、先進医療にかかる費用(技術料)を直接お支払いすることができます。 ・通常、治療実施後に保険金の請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまご自身で先進医療にかかる費用(技術料)の立替えが必要です。 ・先進医療にかかる費用(技術料)は高額になるケースもあるので、保険金として直接病院へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。 <ご利用にあたっての注意点> 以下の条件を満たすことが必要となります。 ○保険金支払対象であり、先進医療の費用(技術料)が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること ○先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること(ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます) (注)ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。	險金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	

その他の費用の補償

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
携行品損害補償特約		○	○※4	○※4
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）		○	○※5	○※6
救済者費用等補償特約		保険契約者、救済対象者※7および救済対象者※7の配偶者※2・親族※8		
育英費用補償特約		○※9	—	—
緊急費用補償（特定親族補償用）特約		○	—	—
弁護士費用特約		○	○	○
事業主費用補償特約		補償対象者※7が所属する組織または補償対象者※7と雇用関係のある事業主		
住宅内生活用動産補償特約		○	○※4	○※4
キャンセル費用補償特約		○	○※4	○※4
傷害による家事代行費用等補償特約		入院対象者※1 ※10・入院対象者と生計を共にする親族※8		
疾病による家事代行費用等補償特約		入院対象者※1・入院対象者と生計を共にする親族※8		
入院時親族緊急駆けつけ費用補償特約		入院対象者※1の配偶者※2・入院対象者またはその配偶者※2の2親等内の親族		
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約		保険契約者、補償対象者※7の配偶者※2・親族※8		
葬祭費用補償特約		補償対象者※1の配偶者※2・親族※8		

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※8」または「別居の未婚※11の子」をいいます。

※4 ケガに関する補償で被保険者となる場合に限り、被保険者となります。

※5 「家族型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）」または「夫婦型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）」がセットされた場合に限り、被保険者となります。

※6 「家族型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）」または「配偶者対象外型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）」がセットされた場合に限り、被保険者となります。

※7 ケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。

※8 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※9 育英費用補償特約は、学生・生徒・園児等または満23才未満の方を被保険者としてご加入ください。また保険証券に記載されたご本人以外の方をこの特約の被保険者とすることができません。

※10 「配偶者家事代行費用等補償特約」がセットされた場合の入院対象者は、ご本人※1の配偶者※2をいいます。

※11 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注）「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約 補償重複 ※「新価保険特約（携行品損害補償特約用）」が自動セットされます。	携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合 <補償対象外となる主な携行品> ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。 ②預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、	損害の額（※1） — 免責金額（※2）（3,000円） （※1）損害の額とは、次の額をいいます。 ①下記②、③以外の携行品 ア．携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額（※3）をいいます。 イ．携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額（※4）とし、再調達価額（※3）を限度とします。 ②貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他美術品 ア．携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額（その携行品と同	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族※1の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。 ④船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ⑤自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ⑥義歯、義肢その他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物 ⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品など	等と認められる物の市場流通価額）をいいます。 イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、次の額（※4）とし、保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）を限度とします。 修理費 — 修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額 — 修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額 ③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用（※4） （※2）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 （※3）再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 （※4）損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。 ※ 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ※ 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨・小切手は合計5万円）が限度となります。 ※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑧携行品の欠陥 ⑨携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用（実費）をお支払いします。 保険金お支払いの対象となる	ホールインワン・アルバトロス費用の額 <ホールインワン・アルバトロス費用> ①贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用は含みません。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
補償重複		ホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃（*）したものに限り、ります。 ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者（具体的には次の方をいいます） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など ご注意 キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（*）がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。 ※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。 ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃（*）がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合 （*）目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。	ウ．商品券等の物品切手 エ．プリペイドカード（ホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます） ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他、慣習として支出することが適当な次の費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%を限度とします。 ア．社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ．ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ．記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用 ※ 1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、支払限度額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。 （*1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （*2）支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。 この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	③ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロスなど
救 援 者 費 用 等 補 償 特 約 補償重複	救 援 者 費 用 等 保 険 金	救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合	救援者費用等の額 ＜救援者費用等＞ 被保険者が負担した次の費用をいいます。 ①捜索救助費用 ②現地へ赴く交通費（救援者2名分・1往復分限度） ③宿泊料（救援者2名分・1名につき14日分限度） ④救援対象者の移送・移転費用 ⑤諸雑費（日本国内3万円限度、国外20万円限度）	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		③救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません）をお支払いします。 ※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※）の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※）を限度とします。 （※）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦救援対象者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫救援対象者が山岳登山（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
育英費用補償特約 補償重複	育英費用保険金	扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当する状態になった場合に、それによって被保険者が扶養されなくなることにより損失を被った場合 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が約款所定の後遺障害等級第2級に掲げる保険金支払割合（89%）以上に認定された場合 ③事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次に掲げる後遺障害が発生した場合 ア．神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	育英費用保険金額の全額 ※ 育英費用保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、支払限度額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等が	(1) 次のいずれかによって発生した扶養者のケガによる損失に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または扶養者の故意または重大な過失 ②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		イ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ※ 扶養者は、被保険者を扶養する方で保険証券の扶養者欄に記載された方となります。 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	ないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。 この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	④扶養者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦扶養者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 (2) 保険金をお支払いする場合に該当した時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合、保険金をお支払いできません。 など ※ テロ行為によって発生した損失に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
緊急費用補償(特定親族補償用) 特約 補償重複	緊急費用保険金	特定親族が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当し、被保険者が交通費等の費用を負担したことによって損害を被った場合 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に継続して14日以上入院した場合 ※ 特定親族とは、被保険者の配偶者、被保険者またはその配偶者の子または親をいいます。	緊急費用の額 <緊急費用> 被保険者が負担した次の費用をいいます。 ①現地へ赴く交通費（1往復分限度） ②宿泊料（14日分限度） ※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません）をお支払いします。 ※ 保険期間を通じ、緊急費用保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※)を限度とします。 (※) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、特定親族または保険金受取人の故意または重大な過失 ②特定親族の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③特定親族が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④特定親族の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤特定親族の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の特定親族に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦特定親族に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫特定親族が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません)、職務以外での航

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 特定親族が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
弁 護 士 費 用 特 約 補 償 重 複	弁 護 士 費 用 保 險 金	日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取 <弁護士費用等> 損害賠償に関する争訟についての次の費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、被保険者または法定相続人が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬(*1)、司法書士報酬(*1)、行政書士報酬(*2) ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (*1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (*2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。	弁護士費用等の額 ※ 1 事故につき、被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額(300万円)が限度となります。 ※ 費用の支出には保険会社の同意が必要となります。 ※ 賠償義務者または第三者から既に支払われた金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	次のいずれかによって発生した被害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者相互間の事故 ④被保険者が次に掲げる状態にある間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ⑤被保険者が、麻薬または大麻等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性に起因する事故 ⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染 ⑩大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 ⑪石綿・石綿を含む製品が有する発がん性・有害な特性または石綿の代替物質・代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故 ⑫外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故 ⑬電磁波障害に起因する事故 ⑭被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑮被保険者に対する外科的手術その他の医療処置※2 ⑯被保険者に対する刑の執行 ⑰住宅または日常生活用動産の差押え・破壊等の公権力の行使 ⑱住宅または日常生活用動産自体の欠陥、自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等もしくは詐欺、紛失 ⑲被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ⑳被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取
	法 律 相 談 費 用 保 險 金	日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害について、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取 <法律相談費用> 法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われ	法律相談費用の額 ※ 1 事故につき、被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 ※ 被害が発生した日からその日を含めて3年以内に開始された法律相談費用が対象となります。 ※ 費用の支出には保険会社の同意が必要となります。 ※ 賠償義務者または第三者から既に支払われた金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害	

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		るべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。	の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	②被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 など ※1 テロ行為によって発生した被害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置には、作為・不作為を問わず次の行為を含みます。 ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または病気の予防 イ. 医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ. 身体の整形 エ. あんま、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）または柔道整復等 ＜法律相談費用保険金のみ＞ 被保険者またはその法定相続人が、次のいずれかの事由にかかわる法律相談を行うことによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続 ②売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、斡旋、仲介など ③名誉毀(き)損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない人格権侵害 ④日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由 ⑤損害保険契約、生命保険契約またはこれらに類似の共済契約 など
事業主費用補償特約 補償重複	事業主費用保険金	補償対象者の事故によるケガのため傷害死亡保険金または傷害後遺障害保険金をお支払いする場合に、被保険者が臨時に次の費用を負担したことにより損害を被ったとき ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救済費用 ③事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ⑤その他傷害死亡保険金または傷害後遺障害保険金の支払事由に直接起因して負担した費用のうち引受保険会社が妥当と認めた費用 ※ 対象となる費用は、傷害死亡保険金または傷害後遺障害保険金を支払うべき補償対象者のケガの原因となった事故の発生日からその日を含めて180日以内に要した、その補償対象者に関する費用に限ります。	損害の額 ※ 社会通念上妥当な費用相当額とし、事業主費用保険金額が限度となります。ただし、被保険者が補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用により被った損害に対しては、100万円が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、支払限度額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。	傷害死亡保険金または傷害後遺障害保険金をお支払いできない場合は、保険金をお支払いできません。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。 <u>それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</u>	
住 宅 内 生 活 用 動 産 補 償 特 約 補 償 重 複 ※「新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約用)」が自動セットされます。	損 害 保 険 金	日本国内における偶然な事故により、生活用動産に損害が発生した場合 ※生活用動産とは、被保険者または被保険者と生計を共にする親族の方が所有する住宅内に所在する生活の用に通常必要な動産をいいます。 <補償対象外となる主な生活用動産> ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。 ②預金証書または貯金証書(通帳、キャッシュカードを含みます)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書(運転免許証、パスポートを含みます)、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。 ④船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ⑤自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ⑥義歯、義肢その他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ(市販されていないもの)その他これらに類する物 ⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 など	損害の額(*1) － 免責金額(*2) (3,000円) (*1) 損害の額とは、次の額をいいます。 ①下記②、③以外の生活用動産 ア. 生活用動産の損傷を修理できない場合は、生活用動産の再調達価額(*3)をいいます。 イ. 生活用動産の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額(*4)とし、再調達価額(*3)を限度とします。 ②貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他美術品 ア. 生活用動産の損傷を修理できない場合は、生活用動産の保険の価額(その生活用動産と同等と認められる物の市場流通価額)をいいます。 イ. 生活用動産の損傷を修理できる場合は、次の額(*4)とし、保険の価額(その生活用動産と同等と認められる物の市場流通価額)を限度とします。 修理費 － 修理によって生活用動産の価額が増加した場合はその増加額 ③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用(*4) (*2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (*3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における生活用動産と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (*4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。 ※ 保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。 ※ 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、生活用動産が貴金属の場合は1個、1組または1対あたり30万円、乗車券等または通貨・小切手の場合は合計5万円が限度となります。 ※ 生活用動産が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者と生計を共にする親族の故意 ③被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ④被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑧差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑨生活用動産の欠陥 ⑩生活用動産の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑪生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、生活用動産ごとにその生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑫偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑬生活用動産である液体の流出。ただし、他の生活用動産に発生した損害を含みません。 ⑭生活用動産の置き忘れ・紛失 ⑮生活用動産に加工(修理を含みません)を施した場合、加工着手後に発生した損害 ⑯生活用動産に対する修理、調整の作業(点検・試運転に伴う場合はこれらを含みます)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑰詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ⑱楽器の弦（ピアノ線を含みます）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑲楽器の音色または音質の変化 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	臨時費用保険金	損害保険金をお支払いする場合において、事故によって生活用動産が損害を受け、臨時に負担する費用が発生した場合	損害保険金の額 × 30% ※ 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、支払限度額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 支払限度額は、1事故につき、1敷地内ごとに100万円とします。ただし、他の保険契約等に限度額が100万円を超えるものがある場合は、それらのうち最も高い額とします。	
	残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合で、かつ、残存物取片づけ費用が発生した場合 ※ 残存物取片づけ費用とは、損害を受けた生活用動産の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）をいいます。	残存物取片づけ費用の額 ※ 1回の事故につき、損害保険金の10%が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、支払限度額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 支払限度額は、残存物取片づけ費用の額とします。	
	失火見舞費用保険金	生活用動産または生活用動産を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損の損	左記の損害が発生した被災世帯の数 × 20万円	

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		害が発生した場合 ※ 煙損害または臭気付着の損害は除きます。	※ 1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する生活用動産の保険金額の20%相当額が限度となります。ただし、保険金額が再調達価額(*)を超える場合は、1回の事故につき、生活用動産の再調達価額(*)の20%相当額が限度となります。 (*) 生活用動産が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他美術品の場合は、その生活用動産と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)1の合計額が、支払限度額(*)2を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*)2から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)1を限度とします。 (*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*)2 支払限度額は、1事故につき、20万円に被災世帯の数を乗じて得た額とします。ただし、他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合はそのうち最も高い額に被災世帯の数を乗じて得た額とします。	
キャンセル費用補償特約 補償重複	キャンセル費用保険金	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族が死亡または入院したため、予約していた特定のサービスを受けられなくなり、被保険者またはその法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって損害を被った場合 <特定のサービスの範囲> 業として有償で提供される次のサービスに限ります。 ①旅行契約に基づくサービス ②旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ③航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 ④宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス ⑤運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 ⑥演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行 ※ 特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。 <キャンセル費用> サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または	キャンセル費用の額 － 免責金額(*) (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいい、1事故につき1,000円またはキャンセル費用の額の20%相当額のいずれか高い額となります。 ※ 保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)1の合計額が、費用の額(*)2を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額(*)2から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)1を限度とします。 (*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*)2 費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関係するものである場合には、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 ④被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ⑤妊娠、出産、早産または流産による入院 ⑥むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※1 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動※2 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨核燃料物質などの放射性・爆発

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		支払を要する費用をいい、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限りします。 ただし、被保険者に同行するその配偶者も同時にサービスの提供を受けられなくなった場合は、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用を含みます。 また、被保険者の死亡によるキャンセル以外は、キャンセル事由が発生した日（死亡の日または入院を開始した日）から 31 日以内に提供されるサービスに対するキャンセル費用に限りします。		性・有害な特性による事故 ⑩上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染 (3) 特定のサービスの予約日・提供日が明確でない場合は保険金をお支払いできません。 など ※1 自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
傷害による家事代行費用等補償特約 補償重複	家事代行費用保険金	入院対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのために入院し、被保険者が次の①から③のすべてに該当する代行費用を負担したことに伴って損害を被った場合 ①入院対象者の入院に起因し、かつ、入院期間中に要した費用 ②家事従事者(*1)が家事に従事できなくなったことにより、家事を代行するために要した費用 ③次のいずれかに該当する費用 ア. ホームヘルパー(*2)雇入費用 イ. 清掃代行サービス業者(*3)利用費用 ウ. ベビーシッター(*4)雇入費用 エ. 託児所・保育所等の費用(*5) オ. クリーニング費用(*6) (*1)家事従事者とは、被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている方をいいます。 (*2)ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 (*3)清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行う事業者をいいます。 (*4)ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 (*5)託児所・保育所等の費用とは、入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 (*6)クリーニング費用には、配送費も含まれます。	被保険者が負担した代行費用の額 － 免責金額(*) (5,000円) (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって代行費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、次の算式によって算出した額を限度とします。 保険証券記載の支払限度基礎日額 × 代行費用を負担した総日数(*) (*) 代行費用を負担した総日数は、180日を限度とします。 ※ 第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合には、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、代行費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、代行費用の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 入院対象者の親族に対して支払う代行費用に対しては、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかによって発生したケガにより代行費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、入院対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 入院対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 入院対象者の病気、脳疾患または心神喪失 ⑤ 入院対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の入院対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 入院対象者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 (4) 次のいずれかの間に発生した事故によるケガによって代行費用を負担した場合は、保険金をお支払いできません。 ① 入院対象者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間 ② 入院対象者が次のいずれかに該当する間

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③入院対象者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間 (*)1 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (*)2 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 入院対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
疾病による家事代行費用等補償特約 補償重複	疾病家事代行費用保険金	入院対象者が、発病した病気のために入院し、被保険者が次の①から③のすべてに該当する代行費用を負担したことによって損害を被った場合 ①入院対象者の入院に起因し、かつ、入院期間中に要した費用 ②家事従事者(*1)が家事に従事できなくなったことにより、家事を代行するために要した費用 ③次のいずれかに該当する費用 ア. ホームヘルパー(*2)雇入費用 イ. 清掃代行サービス業者(*3)利用費用 ウ. ベビーシッター(*4)雇入費用 エ. 託児所・保育所等の費用(*5) オ. クリーニング費用(*6) (*)1 家事従事者とは、被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている方をいいます。 (*)2 ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 (*)3 清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行う事業者をい	被保険者が負担した代行費用の額 － 免責金額(*) (5,000円) (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって代行費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※1 回の入院につき、次の算式によって算出した額を限度とします。 保険証券記載の支払限度基礎日額 × 代行費用を負担した総日数(*) (*) 代行費用を負担した総日数は、180日を限度とします。 ※ 第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合には、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 退院した日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、代行費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いしま	(1) 入院対象者の親族に対して支払う代行費用に対しては、保険金をお支払いできません。 (2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (3) 次のいずれかにより発病した病気によって、代行費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または入院対象者の故意または重大な過失 ② 入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における入院対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (4) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては、保険金をお支払いできません。 (5) 次のいずれかによって代行費用を

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		います。 (※4)ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 (※5)託児所・保育所等の費用とは、入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 (※6)クリーニング費用には、配送費も含まれます。	す。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、代行費用の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2)代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ①入院対象者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ②入院対象者の妊娠または出産。ただし、公的医療保険制度における「療養の給付」に要する費用、「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」の対象となるべき期間は、保険金をお支払いします。 (6)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 入院対象者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したのものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 入院対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「精神障害補償特約（疾病による家事代行費用等補償特約用）」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(※)中のF00からF09またはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (※) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。
入院時 親族緊急 駆けつけ 費用補償 特 約 補償重複 （特定危険 費用等 補償特約 セ ッ ト）	入院時 親族緊急 駆けつけ 費 用 保 険 金	入院対象者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に3日以上継続して入院し、被保険者が交通または宿泊料の費用を負担したことにより損害を被った場合	費用の額 <費用> 被保険者が負担した次の費用をいいます。 ①現地へ赴く交通費（1往復分限度） ②宿泊料（被保険者1名につき14日分限度） ※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」と同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません）をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、特定危険費用等保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※)の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 他の保険契約等から保険金または	(1)次のいずれかによって被った入院対象者のケガによる入院に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次のいずれかによって発生した費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ①入院対象者の故意または重大な過失 ②入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③入院対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※） 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※）を限度とします。 （※）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます	める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④入院対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤入院対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の入院対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦入院対象者に対する刑の執行 ⑧入院対象者が山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑨むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 入院対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
特 定 感 染 症 危 険 「 葬 祭 費 用 保 険 金 」 補 償 特 約 補償重複 ※ 特定感染症は欄外をご参照ください。	葬祭費用保険金	補償対象者が特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が葬祭費用を負担したことにより損害を被った場合 <葬祭費用> 葬儀または埋葬にかかる費用、その他社会通念上これらと一連と考えられる費用をいいます。	葬祭費用の額 ※ 1 補償対象者につき、300万円が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※）の合計額が、葬祭費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※） - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、葬祭費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※）を限度とします。 （※）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 次のいずれかによる特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 補償対象者に対する刑の執行 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 傷害死亡保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約を含みません）に対しては、保険金をお支払いできません。 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
葬祭費用補償特約 補償重複	葬祭費用保険金	補償対象者が身体障害を被り、保険期間中に死亡し、被保険者が葬祭費用を負担したことによって損害を被った場合	損害の額 ※ 保険証券記載の葬祭費用保険金額が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に被った身体障害による死亡については保険金をお支払いできません。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<葬祭費用> 葬儀または埋葬にかかる費用、その他社会通念上これらと一連と考えられる費用をいいます。	の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(2) 次のいずれかによって発生したケガによる死亡に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、補償対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③補償対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．補償対象者が麻薬、大麻、アヘン、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間 ④補償対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤補償対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦補償対象者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2に対しては保険金をお支払いできません。 (4) 次のいずれかによって発生した病気による死亡に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、補償対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者の麻薬、大麻、アヘン、覚せい剤、シンナー等の使用 など ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 補償対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症（注）

（注）指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

2023年3月現在、上記に該当する感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、腸チフス、パラチフスです。

■その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約		○	○	○
受託物賠償責任補償特約		○	○	○
レンタル用品賠償責任補償特約		○	○	○
借家人賠償責任補償特約		○※4	—	—
修理費用補償特約		○※4	—	—

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※5」または「別居の未婚※6の子」をいいます。
※4 貸借名義人を含みます。
※5 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※6 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (*)電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(*) (0円) 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (※1) 支払責任額は、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。
受 託 物 賠償責任 補償特約 補償重複	受 託 物 賠償責任 保 険 金	被保険者が日本国内において受託し、管理する受託物が、次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者の居住する住宅（敷地を含みます）内に保管されている間 ②日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間 <補償対象外となる主な受託物> ①通券、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ②貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品その他これらに類する物 ③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品 ④銃砲、刀剣その他これらに類する物 ⑤被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥動物、植物等の生物	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(*)(5,000円) (※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 被害受託物について、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、被害受託物の時価額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引い	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑧上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染 ⑨差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑩受託物に発生した自然発火または自然爆発 ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故 ⑫自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑬風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)等の吹込み、漏入によ

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		⑦建物（付属設備を含みます） ⑧門、塀または物置等の付属建物 など	た残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	①発生した受託物の損壊 ②次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥航空機、船舶（原動力が専ら人力であるものを除きます）または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑦受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑧受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みません） ⑨受託物について、通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
レンタル用品賠償責任補償特約 補償重複	レンタル用品賠償責任保険金	被保険者が自ら使用する目的で日本国内において賃借したレンタル用品が損壊したことまたは盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※ レンタル用品は、レンタル期間が6か月以内の物に限ります（不動産に付随してレンタルされた物を除きます）。 <補償対象外となる主なレンタル用品> ①通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ②貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物 ③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機 ④銃砲、刀剣その他これらに	被保険者がレンタル業者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者がレンタル業者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額（※） （※）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいい、1事故につき3,000円またはその損害賠償金の20%相当額のいずれか高い額となります。 ※ 保険期間を通じ、レンタル用品賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 被保険者がレンタル業者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保	(1) 次のいずれかに該当する間のレンタル用品の損壊または盗難については、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務の用に供されている間 ②被保険者以外の方に転貸されている間 (2) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④レンタル用品について、通常必要

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		類する物 ⑤被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥動物、植物等の生物 など	険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したこと起因する損害賠償責任 ⑤被保険者に引き渡される以前からレンタル用品に存在した欠陥 ⑥レンタル用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しないレンタル用品の電気的事故・機械的事故 ⑧レンタル用品の置き忘れまたは紛失 ⑨戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑪核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑫上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑬差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 (3) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者とレンタル業者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ②レンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用品の損壊または盗難に起因する損害賠償責任 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
借 家 人 賠 償 責 任 補 償 特 約 補 償 重 複	借 家 人 賠 償 責 任 保 險 金	日本国内において、保険期間中に発生した被保険者の責任による火災、破裂または爆発の事故により、借用住宅が損壊（滅失、破損または汚損）し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※ 借用住宅とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額（※）（0円） （※）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※	(1) 次のいずれかによって発生した借用住宅の損壊等により被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧借用住宅の欠陥による損壊 ⑨借用住宅の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩借用住宅のすり傷、かき傷等単なる外観上の損傷であって、借用住宅ごとにその借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わないもの

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と貸主との間の約定によって加重された損害賠償責任 ②借用住宅が貸主に引き渡された後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
修理費用補償特約 補償重複	修理費用保険金	日本国内において、火災、落雷、破裂または爆発、外部からの物体の落下、盗難等の事故により、借用住宅に損害が発生し、貸主との契約に基づき被保険者が修理費用を負担したことによって損害を被った場合 ※ 借用住宅とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。	修理費用の額 - 免責金額(*) (3,000円) (※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、修理費用保険金額が限度となります。 ※ お支払いの対象となる修理費用は、借用住宅を実際に修理した費用となります。ただし、次の費用は対象外となります。 ・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用 ・玄関、エレベーター等の借用住宅の共同で利用されるものの修理費用 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、法定代理人または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥借用住宅の欠陥による損壊 ⑦借用住宅の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑧借用住宅のすり傷、かき傷等単なる外観上の損傷であって、借用住宅ごとにその借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わないもの など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

■ 傷害見舞費用に関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人（被害者）の被ったケガについて、損害賠償金を支払うことなく、引受保険会社の同意を得て慣習として傷害見舞費用※をお支払った場合に保険金をお支払いします。
- ※ 弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用をいいます。
2. 被保険者はご本人※1、ご本人の配偶者※2、ご本人またはその配偶者の「同居の親族※3」または「別居の未婚※4の子」となります。
- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
- ※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- ※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

(注) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、傷害見舞費用の額または100万円のいずれか低い額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)
 - ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、傷害見舞費用の額または100万円のいずれか低い額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。
- (*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合										
傷害見舞費用補償特約	死亡見舞費用保険金	被保険者の行為による偶然な事故により、被害者がケガを被り、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡し、損害賠償金を支払うことなく、引受保険会社の同意を得て慣習として傷害見舞費用を支払った場合	傷害見舞費用の額 ※ 被害者1名につき、50万円が限度となります。ただし、その被害者について、既に後遺障害見舞費用保険金をお支払いしている場合は、50万円からその額を差し引いた残額を限度とします。 ※ 1回の事故につき、死亡見舞費用保険金、後遺障害保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金を通算して、100万円が限度となります。	(1) 次のいずれかにより被害者が被ったケガによる損失に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または被保険者の故意、重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2)被害者のむちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2に対しては、保険金をお支払いできません。 (3)次のいずれかのケガによって発生した損失に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務遂行に起因するケガ ②被保険者と同居する親族が被ったケガ ③被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被ったケガ。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ④被保険者の心神喪失に起因するケガ ⑤被保険者による暴行等に起因するケガ ⑥航空機、船舶、車両（原動力が専ら人力であるものは含みません）または銃器（空気銃は含みません）の所有、使用または管理に起因す										
	後遺障害見舞費用保険金	被保険者の行為による偶然な事故により、被害者がケガを被り、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合 ※ 被害者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害見舞費用の額 ※ 被害者1名につき、次の算式によって算出した額が限度となります。 50万円 × 約款所定の 保険金支払割合 (4%～100%) ※ 1回の事故につき、死亡見舞費用保険金、後遺障害保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金を通算して、100万円が限度となります。											
	入院見舞費用保険金	被保険者の行為による偶然な事故により、被害者がケガを被り入院した場合	傷害見舞費用の額(*) (*) 被害者1名につき、ケガによる入院期間に応じて次の額が限度となります。 <table><tr><th>入院期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>31日以上</td><td>10万円</td></tr><tr><td>15日以上30日以内</td><td>5万円</td></tr><tr><td>8日以上14日以内</td><td>3万円</td></tr><tr><td>7日以内</td><td>1万5千円</td></tr></table> ※ 1回の事故につき、死亡見舞費用保険金、後遺障害保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金を通算して、100万円が限度となります。	入院期間	限度額	31日以上	10万円	15日以上30日以内	5万円	8日以上14日以内	3万円	7日以内	1万5千円	
入院期間	限度額													
31日以上	10万円													
15日以上30日以内	5万円													
8日以上14日以内	3万円													
7日以内	1万5千円													

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合										
	通 院 見 舞 費 用 保 険 金	被保険者の行為による偶然な事故により、被害者がケガを被り通院した場合	傷害見舞費用の額(*) (*) 被害者 1 名につき、通院日数に応じて次の額が限度となります。 <table><tr><th>通院日数</th><th>限度額</th></tr><tr><td>31 日以上</td><td>5 万円</td></tr><tr><td>15 日以上30 日以内</td><td>3 万円</td></tr><tr><td>8 日以上14 日以内</td><td>2 万円</td></tr><tr><td>7 日以内</td><td>1 万円</td></tr></table> ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。 ※ 入院見舞費用保険金を支払う期間中の通院および事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、通院日数に含めません。 ※ 1 回の事故につき、死亡見舞費用保険金、後遺障害保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金を通算して、100万円が限度となります。	通院日数	限度額	31 日以上	5 万円	15 日以上30 日以内	3 万円	8 日以上14 日以内	2 万円	7 日以内	1 万円	るケガ など ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被害者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
通院日数	限度額													
31 日以上	5 万円													
15 日以上30 日以内	3 万円													
8 日以上14 日以内	2 万円													
7 日以内	1 万円													

■要介護状態に関する特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。
※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者(*1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(*2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(*4)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

- (*1)第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。
(*2)第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。
(*3)要介護状態区分が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合、要介護状態区分「2」以上となります。
(*4)特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2023年1月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 介護一時金支払特約の被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

(注) 保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金支払特約	介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上(*)）の効力が生じた日 (*) 要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	介護一時金額の全額 ※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (3) 被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません

特 約 名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				ん。 (4) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載のケガまたは病気による要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
親 介 護 一 時 金 支 払 特 約	親 介 護 一 時 金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上(*)）の効力が生じた日 (*) 要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	親介護一時金額の全額 ※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。	上記の介護一時金支払特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)、(2)および(3)に該当する場合は、保険金をお支払いできません。

■介護による休業に関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が介護による休業を取得したことにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。
- ※介護による休業とは、介護対象者（※1）が要介護状態となり、その介護を目的として、被保険者が取得（※2）する休業（※3）をいいます。
- （※1）介護対象者とは、保険証券に介護対象者として記載された方をいいます。
- （※2）休業（※3）をしている間に、介護対象者が要介護状態となった場合には、介護対象者が要介護状態となった時から、介護による休業を取得したものとします。
- （※3）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第11条に定める介護休業をいい、被保険者に適用される就業規則等および同法に準ずる他の法令の規定に基づく介護を目的とした休業を含みます。
- ※要介護状態とは、介護対象者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者（※1）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（※3）の状態（※4）
②公的介護保険制度の第2号被保険者（※2）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（※3）の状態（※4）。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（※5）に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

- （※1）第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。
- （※2）第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。
- （※3）要介護状態が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。
- （※4）要介護状態区分が「3」以上（※3）の状態とは、その公的介護保険制度の要介護認定等の効力が生じた日以降の要介護状態をいいます。
- （※5）特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2023年1月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。
- （注）保険金支払対象外となる事由の影響などによって、介護対象者の要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- （注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合										
親の介護による休業補償特約 補償重複	介護による休業補償保険金	介護対象者が要介護状態となり、被保険者がその介護を目的として介護による休業を開始し、その日数が免責期間（日数）を超えた場合	保険金額 × てん補期間内介護による休業期間の月数(※) + 保険金額 × てん補期間内介護による休業期間のうち1か月に満たない期間の日数 30 (※)てん補期間内介護による休業期間の月数は、1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 ※保険金をお支払いする期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。 ※平均月間定期所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間定期所得額」に読み替えて適用します。 ※てん補期間内介護による休業期間中に得られる定期所得があり、その定期所得の額と上記算式により算出した保険金の支払額の合計が、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間(※)を乗じた額より大きい場合は、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間(※)を乗じた額からその定期所得の額を差し引いた額を保険金の支払額とします。 (※)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合またはてん補期間内介護による休業期間に1か月未満の端日数が発生した場合は、1か	(1) 保険期間開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に介護対象者に要介護状態の原因となった事由(※)が発生していた介護による休業に対しては、保険金をお支払いできません。※1	(2) 次のいずれかにより発生した介護対象者の要介護状態を原因とする介護による休業を取得したことによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。	① 保険契約者、被保険者、介護対象者または保険金受取人の故意または重大な過失	② 介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為	③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2	④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波	⑤ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性による事故	⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染	⑦ 介護対象者のむちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3	⑧ 治療を目的として医師が使用した場合以外における介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用	⑨ 治療を目的として医師が薬物を使

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			月を30日とした日割計算により決定します。 ※免責期間（日数）を超える介護による休業が終了した後、その介護による休業の原因となった介護対象者の介護のため、再び被保険者が介護による休業を開始した場合は、前の介護による休業と同一の介護による休業として取り扱います。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり被保険者が介護による休業を開始した場合は、後の介護による休業は新たな介護による休業として取り扱います。 ※被保険者が複数の介護対象者を介護することを目的として介護による休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいづれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものとして取り扱い、重複する期間に対して重複しては保険金を支払いません。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、平均月間定期所得額を超えるときは、下記の額をてん補期間内介護による休業期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約のてん補期間内介護による休業期間1か月あたりの支払責任額（*） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間定期所得額から他の保険契約等から支払われたてん補期間内介護による休業期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約のてん補期間内介護による休業期間1か月あたりの支払責任額（*）を限度とします。 （*）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	用した場合以外における介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩介護対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (3) 介護対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、介護対象者が要介護状態となった場合または介護対象者の要介護状態が免責期間（日数）を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 など ※1 介護対象者の要介護状態が継続されてきた最初の保険期間の開始時より後に発生した場合で、介護対象者に要介護状態の原因となった事由（*）が発生した時から介護による休業を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、その介護対象者の要介護状態の原因となった事由（*）は、保険期間の開始時以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した損害に対しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 介護対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 （*）公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

<用語の解説>

【定期所得】とは

給与所得に係る総収入金額（*）から介護による休業となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、介護による休業の発生にかかわらず得られる収入は含みません。

（*）金額は、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称を問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。

【てん補期間】とは

免責期間（日数）終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。

【てん補期間内介護による休業期間】とは

てん補期間内における被保険者の介護による休業の月数をいい、次に掲げる期間を含みません。

①介護対象者が公的介護保険制度に基づく要介護状態区分「2」以下または要支援認定の効力が生じた時以降の期間（*1）

②介護対象者が公的介護保険制度に基づく要介護認定の取消の効力が生じた時以降の期間

③介護対象者が死亡した場合における死亡後の期間

④被保険者が離職（*2）した場合における離職後の期間

（*1）「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「1」または要支援認定の効力が生じた時以降の期間となります。

（*2）離職には、被保険者の勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を含みません。

【免責期間（日数）】とは

介護による休業を開始した日から起算して、被保険者が介護による休業を取得した保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

【平均月間定期所得額】とは

免責期間（日数）が始まる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的方法により計算します。

平均月間定期所得額＝
$$\frac{\text{給与所得に係る総収入金額}(\ast) - \text{介護による休業となることにより支出を免れる金額}}{12(\text{か月})}$$

(*)賞与を除いた金額とします。賞与とは、名称を問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。また、介護による休業の発生にかかわらず得られる収入は含みません。